

放出農園利用者募集のご案内

大阪市建設局では、市民の方に下水道、下水処理場を身近に感じ、下水道事業への理解を深めていただくために、下水処理場等の上部空間を緑地や広場として活用しています。その一環として、放出下水処理場では、地域の交流の場や市民の憩いの場となるように、せせらぎ・芝生広場等と共に農園を整備しています。このたび、農園での野菜作り等を通じて、魅力ある都市景観や良好な生活環境づくりに協力してくれる利用者の方々を募集します。

1. 募集区画数

募集区画数は、約 150 区画です（1 区画の面積：約 20 m² 区画図は P5 に記載）。
また、農具等の倉庫は区画番号毎に決定しており、如何なる理由があっても変更しません。

申込者多数の場合、抽選となります。

2. 利用期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月末日まで。
ただし、**令和 9 年 2 月末日**まで更新契約ができます。

3. 利用料金

36,300 / 年（税込）【令和 6 年度の予定価格】
（税抜 33,000 円 / 年 + 消費税及び地方消費税【10%※】）
※ 消費税が変更された場合、税込価格は変更されます。

4. 申込資格

次の要件を満たす方

- ・市内に在住、または市内に勤務地を有する方
- ・営業を目的とせず農園での栽培管理が十分に行える方。
- ・当選した際、本人確認に来られる方
（必ず申込者本人が、本人であることを証明できる資料をお持ちの上、お越し下さい）。
- ・本案内 3 ページの **6. 申込み時の注意点**を守る方

5. 申込方法（申込み記載例を参考に記載してください。）

「往復はがき」に次の事項を明記し、**令和6年1月31日（水）＜消印有効＞まで**に「大阪市建設局 下水道部調整課（事業計画担当） 宛」に郵送してください。

申込された方には、当選発表に使用する整理番号等を記載した返信用はがきをお送りします。（万が一、返信用はがきが2月9日（金）までに到着しない場合は、大阪市建設局下水道部調整課（事業計画担当）まで連絡をお願いします）。

往復はがき以外で申込みされた場合は、無効になります。

往復はがきへの記載事項は、次のとおりです。

1) 記載事項

- ① 「放出市民農園申込希望」と記載
- ② 申込者の住所（ビル、マンション名等を含む）
- ③ 申込者の氏名（フリガナ）
- ④ 電話番号（平日に必ず連絡可能なもの）
- ⑤ 世帯で利用する場合は、利用する方全員の氏名、申込者の続柄
- ⑥ 「申込み時の注意点を順守します」と記載

〔市外在住で市内在勤の方〕

- ⑦ 勤務先名
- ⑧ 勤務先住所
- ⑨ 勤務先電話番号（平日に必ず連絡可能なもの）

〔現在ご利用中で同じ区画の継続利用を希望される方〕

- ⑩ 「継続利用希望」と記載し、「○○○」1～153の区画番号を記載

2) 【記載時の注意事項】

- ・お申込みが多数の場合は、抽選となります。
- ・住所の記載については、ビル、マンション名等の記載をお願いします。
- ・電話番号は、必ず平日に連絡可能な電話番号を記載してください。（建設局の担当者から確認等のために電話する場合があります。）
- ・はがきへの記入の際は、黒のボールペンを使用して下さい。（消えるインクのボールペンは使用しないで下さい。）
- ・全ての事項が記載されていないものは、無効にする場合があります。
- ・利用する区画のご希望は、現在もご利用中で同じ区画の継続利用を希望される方のみ承ります。
- ・抽選会では当選番号順に整理番号（返信はがきに記載します受付時の番号）を掲示します。
- ・利用する区画番号は、当選発表（項番7を参照ください）をご覧ください。

6. 申込み時の注意点

- ・1世帯で1通のみの申込みとします。なお、2世帯住宅の場合は同一世帯とみなします。
- ・複数通の応募や他人名義を借りての応募等、明らかに不正があったとみなされる場合、それらの申込みを全て無効とします。なお、無効であっても、整理番号等を記載した返信用はがきは返信します。
- ・当選した場合、原則利用を辞退できません。

7. 当選発表について

当選結果は、当選した整理番号、利用する区画番号を2月下旬に下記の方法でお知らせします。

- ・ 大阪市のホームページに掲載します。
- ・ 放出農園へ掲示します。
- ・ 当選した整理番号、利用する区画番号を本市ホームページにて公開します。

なお、当選者には利用に関する必要書類を3月上旬までに送付します。

※ 申込みが多数の場合は、抽選を行います。

※ 電話などの当選、落選の問合せは一切お受けしません。

8. 申し込み・問い合わせ先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局下水道部調整課（事業計画担当）

TEL : 06-6615-7597、FAX : 06-6615-7690

【 問い合わせ 】 : 平日 9:00～17:00

＜ 参考 ＞ 農園利用に関する順守事項

利用に当たっては以下の事項を順守してください。

（１）利用期間終了後はすみやかに原状に復して返還してください。

（２）以下の事項は禁止します。

禁止事項

- ・ 農園を作物の栽培以外の用途に利用すること。
- ・ 農園への建物、工作物の設置、及び農園内施設の撤去をすること。
- ・ 営利を目的として農園を利用すること。
- ・ 指定された区画を第３者に利用させること。
- ・ 法令により栽培を禁止された作物等を栽培すること。
- ・ 農園の表土を完全に入れ替えること。
- ・ 指定された区画の管理を著しく怠ること。
- ・ 提出書類等について虚偽の記載をすること。
- ・ 利用区画外での耕作、利用区画外への無断立入、及び園路に物品を置くこと。
- ・ 附属施設を不正に利用すること。
- ・ 野菜くず以外のごみの投棄、指定箇所以外でのごみの投棄、及び外部からごみ等を持ちこんで捨てること。
- ・ 農園内でたき火等の火気を使用すること。
- ・ 農園に犬等の動物を入れること。
- ・ 農園に自転車、バイク等を乗り入れること。
- ・ 上記のほか、他の利用者や付近住民の迷惑となる行為、農園に損害を及ぼす一切の行為。

放出農園のご案内

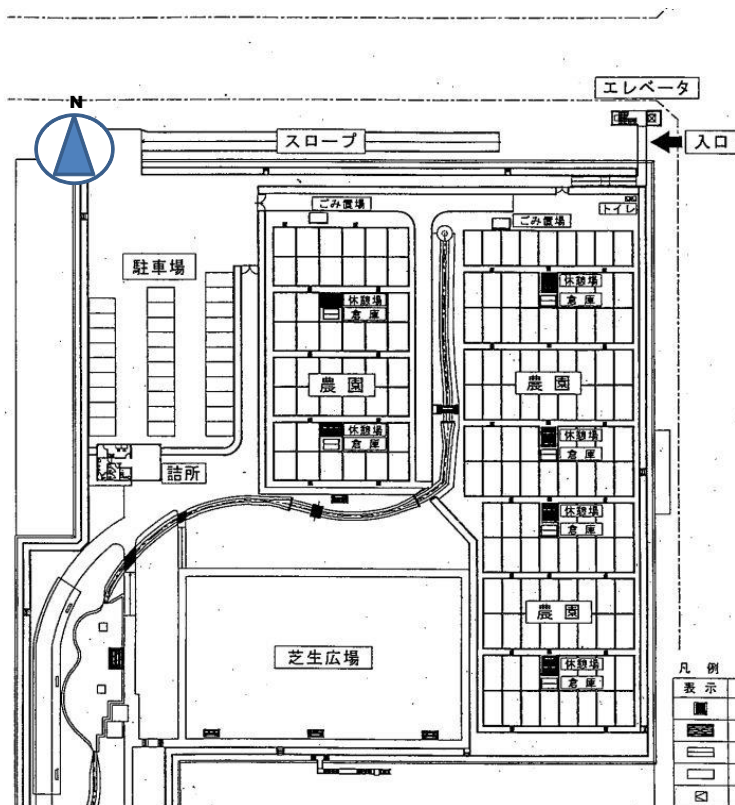
住所：大阪市城東区永田 2 - 3 - 6 1 放出下水処理場 上部利用施設内

交通：地下鉄中央線「深江橋駅」1 番出口歩約 10 分

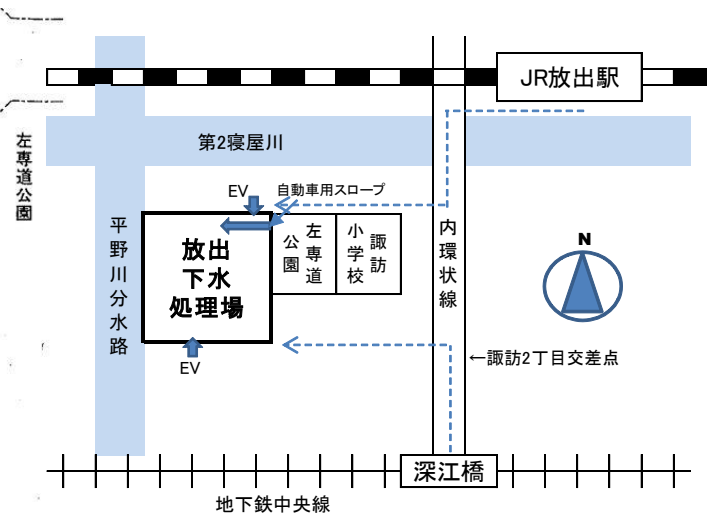
J R 放出駅徒歩約 15 分

施設：灌水施設として水道栓を数か所設置、
農具用共同倉庫、水洗トイレ、休憩場、ごみ置き場
(野菜くず以外は各自で持ち帰って処分してください)、
駐車場・駐輪場(駐車台数には制限があります)
園内には、夜間の照明設備はありません
苗・肥料・農具等は各自ご用意ください。

放出農園区画図



放出下水処理場位置図



申込み記載例

(表面) 5 5 9 - 0 0 3 4 大阪市建設局下水道部調整課 (事業計画担当) 宛 大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビルITM棟6階 往信	(往信の裏面) ①放出農園利用申込希望 ②氏名：〇〇 〇〇 (フリガナ) ③住所：〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇マンション 〇〇〇号室 ④電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ⑤世帯で利用する方全員の氏名： 〇〇 〇〇 (申込者との続柄) ⑥「申込み時の注意点を順守します」 〔市外在住で、市内在勤の方〕 ⑦ 勤務先名 ⑧ 勤務先住所 ⑨ 勤務先電話番号 〔現在ご利用中で同じ区画の継続利用を希望される方〕 ⑩「継続利用希望」 〇〇〇 (区画番号)
(表面) - 申込者の郵便番号 申込者の氏名 申込者の住所 返信	(返信の裏面) 空 白